

豊田市2戸2戸作戦宅地分譲事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市の旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区及び下山地区（以下「山村地域」という。）の暮らしに誇りを持ち、共に暮らしたいという仲間を迎え入れることにより、山村地域の魅力を一層高め、活力のある地域づくりを進める「2戸2戸作戦宅地分譲事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本事業の目的)

第2条 本事業は、山村地域への定住を進めることを目的とし、山村地域の各自治区の代表と住民（以下「地域住民」という。）、豊田市（以下「市」という。）、及び豊田市土地開発公社（以下「公社」という。）が、共働して、定住を希望する者（以下「定住希望者」という。）向けに宅地分譲を実施する。

(地域住民の役割)

第3条 地域住民は、次の役割を担う

- (1) 分譲候補地の申請
- (2) 地域住民と定住希望者の相互理解のための交流会等を市と共働で開催
- (3) 定住希望者の選考意見書の提出

(市の役割)

第4条 市は、次の役割を担う

- (1) 分譲候補地の決定
- (2) 定住希望者の募集
- (3) 地域住民と定住希望者の相互理解のための交流会等を地域住民と共働で開催
- (4) 地域住民の意見を踏まえて仮譲受人を選定
- (5) 宅地造成事業の可否を判断し、公社に宅地分譲を依頼

(分譲候補地の申請)

第5条 分譲候補地の申請は、地域住民が、本事業に適すると判断される用地を選定し、土地所有者の承諾を受けた後、当該地の自治区長が地域住民を代表して2戸2戸作戦宅地分譲候補地申請書（様式第1号）を市長へ提出する。

(分譲候補地の調査)

第6条 市長は、地域住民から宅地分譲候補地申請書が提出されたときは、公社と協力して分譲候補地の可否の決定に必要な各種調査を行うものとする。

(分譲候補地の決定)

第7条 市長は、第5条で申請された土地について、前条の調査の結果を踏まえ分譲候補地としての可否を決定する。

- 2 市長は、第5条の申請者に対し、分譲候補地の可否の決定を、2戸2戸作戦宅地分譲候補地結果通知書（様式第2号）をもって通知する。
- 3 前項の候補地決定の通知を受理した者は、2戸2戸作戦宅地分譲事業の実施同意書（様式第3号）をもって、あらためて土地所有者に本事業の実施同意の意思を確認し、市長に提出する。

(分譲候補地の取り下げ)

第8条 地域住民は、前条の決定で分譲候補地とされた土地を取り下げるときは、地域住民を代表して自治区長が2戸2戸作戦宅地分譲候補地取下申出書(様式第4号)を市長に提出する。

(定住希望者の募集等)

第9条 市は、定住希望者に本事業の趣旨及び山村地域の暮らしや分譲候補地を紹介するために、地域と共働して広く周知活動を行う。

2 市は、必要に応じて、地域住民と共働して現地説明会及び交流会を開催する。

3 市は、前2項の周知活動等の実施に併せて、分譲候補地等の需要について調査するよう努める。

4 市は、定住希望者に対し、必要に応じて分譲候補地の各種調査結果を説明する。

(分譲の条件等)

第10条 本事業で分譲する宅地を購入できる者は、次に掲げる要件を全て備えるものとする。

(1) 地域の行事や活動に積極的に参加できると判断される者であること。

(2) 宅地の引渡しを受けた日から起算して3年以内に住宅の建築を完了し、自ら居住できると判断される者であること。

(3) 日本国籍を有すること、又は日本に永住資格のある外国人であること。

(4) 第11条に定める2戸2戸作戦宅地分譲希望仮申込書を提出する時点において、市町村税を滞納していないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(宅地分譲希望仮申込)

第11条 定住希望者は、分譲候補地における現地説明会等を通じて宅地の購入を希望するときは、市長に2戸2戸作戦宅地分譲希望仮申込書(様式第5号)を提出するものとする。

(分譲候補地における本事業の実施に関する決定)

第12条 市長は、第7条で分譲候補地とした土地について、公社と採算性及び市場性等を協議し、合意の上で本事業実施の可否を決定する。

(本事業実施の依頼)

第13条 市長は、前条により本事業の実施を決定したときは、公社理事長(以下「理事長」という。)に対し、2戸2戸作戦宅地分譲事業の実施依頼書及び事業協定締結申出書(様式第6号)作成し、本事業の実施を依頼する。

2 前項の協定締結申出が公社に受理されたときは、事業実施における条件等を合意したうえで、すみやかに協定を締結する。

(本事業実施依頼後における本事業の中止)

第14条 市長は、前条の依頼後に本事業を中止するときは、公社と協議し、中止の旨を地域住民等の関係者に説明する。

(仮譲受人決定に関する地域への諮問と地域面談の実施)

第15条 市長は、第11条の申込書の提出があったとき、地域住民に対して宅地の仮譲受人の決定に関する意見を求めることとする。

2 地域住民は、市長から前項の意見を求められたとき、2戸2戸作戦宅地仮譲渡人選考意見書(様式第7号)をもって、意見することができる。なお、当該意見書は地域住民を代表して自治区長が提出するものとする。

3 地域住民は、前項の意見の判断のために、第11条の申込を行った者と面談を実施することができる。

(仮譲受人決定通知等)

第16条 市長は、前条の地域住民の意見を十分に反映した上で、仮譲受人を決定し、2戸2戸作戦宅地分譲仮譲受人選考結果通知書(様式第8号)により第11条の申込を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、2戸2戸作戦宅地分譲仮譲受人決定報告書(様式第9号)により理事長及び地域住民の代表である自治区長に報告する。

(仮譲受人の辞退)

第17条 前条第1項の仮譲受人が、当該決定を辞退するときは、市長に2戸2戸作戦宅地分譲事業仮譲受人辞退届(様式第10号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の辞退届を受理したときは、その旨を理事長及び地域住民の代表である自治区長に文書で報告しなければならない。

(仮譲受人の取消)

第18条 市長は、第16条により仮譲受人となった定住希望者が、第10条の要件を満たさなくなったとき等において、仮譲受人の決定を取消することができる。

2 市長は、前項の取消を決定した時は、仮譲受人に対し2戸2戸作戦宅地分譲仮譲受人取消決定通知書(様式第11号)をもって通知する。

(譲受人決定の報告)

第19条 市長は、理事長から譲受人決定の通知を受けたときは、その旨を地域住民の代表である自治区長に文書で報告しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。

豊田市長様

_____ 自治区

区 長 _____ 印

2戸2戸作戦宅地分譲候補地申請書

下記の土地は、2戸2戸作戦宅地分譲事業の趣旨に適った土地であるため、同事業の候補地として申請します。

記

<宅地分譲候補として申請する土地>

所在地	現況地目	面積 (㎡)	所有者 (氏名・住所・電話)

※ 添付書類（位置図・公図・現況写真）

豊田市長様

_____自治区

区 長 _____ 印

2戸2戸作戦宅地分譲事業の実施同意書

下記の土地に関して、土地所有者に事業実施の同意を得ましたので同意書を提出します。

記

<関係土地の表示>

所在地	現況地目	面積（㎡）

上記土地に関して、2戸2戸作戦宅地分譲事業の趣旨に賛同し協力いたします。

土地所有者 住所 _____

氏名 _____ 印

豊田市長 様

2戸2戸作戦宅地分譲希望仮申込書

私は、豊田市2戸2戸作戦宅地分譲事業実施要綱の分譲の条件、内容等を承諾のうえ仮申込みをします。また、宅地分譲の仮譲受人の選考のために、本申込書記載の個人情報を地域住民に提供することを承諾します。

宅地名		希望区画	
定住の理由			

申込者	ふりがな			生 年 月 日
	氏名		印	昭和・平成 年 月 日 (歳)
	現住所	〒		電話 ()
	勤務先			
	勤務先住所	〒		電話 ()
同居予定者	氏 名	続 柄	年 齢	備 考
現在の 住まい	公営住宅 ・ 官公舎 ・ 社宅 ・ 民間アパート 民間借家 ・ 自家 ・ その他			
添付確認事項 (□にチェックのこと)	<input type="checkbox"/> 申込者及び同居予定者全員の住民票 <input type="checkbox"/> 申込者の納税証明書（完納証明）			受付印

豊田市長 様

_____自治区

区 長 _____ 印

2戸2戸作戦宅地分譲仮譲受人選考意見書

本自治区内で実施される2戸2戸作戦宅地分譲事業に関する宅地仮譲受人の選考に関する意見は、下記のとおりです。

記

番号	氏 名	意 見

豊 発 第 号
年 月 日

（定住希望者名） 様

豊田市長 印

2戸2戸作戦宅地分譲仮譲受人選考結果通知書

年 月 日付けで申込みのあった2戸2戸作戦宅地分譲事業の分譲宅地の譲渡について、下記のとおり決定したので通知します。

記

結果 仮譲受人として （決定します・決定しません）

宅地名	
宅地番号	
所在地	
分譲予定面積	m ²

※ この通知書は宅地譲受を確約するものではありません。

※ 宅地譲受には、宅地造成終了後に、豊田市土地開発公社と土地売買契約を別途締結する必要があります。

豊 発 第 号
年 月 日

様

豊田市長

印

2戸2戸作戦宅地分譲仮譲受人決定報告書

宅地分譲仮申込みのあった定住希望者について、下記のとおり決定したので報告します。

記

1 宅地仮譲受人とした者

番号	氏 名	住 所

2 宅地仮譲受人としなかった者

番号	氏 名	住 所

年 月 日

豊田市長 様

住 所

氏 名

印

2戸2戸作戦宅地分譲仮譲受人辞退届

私は、このたび 年 月 日付けで宅地分譲仮譲受人選考決定の通知を受けましたが、下記の理由により、辞退いたします。

記

1 住宅用地

（宅地名）

（宅地番号）

2 辞退理由

※注意 辞退理由が不明確である場合は、次回からの申込みをご遠慮いただくことがあります。

豊 発 第 号
年 月 日

（仮譲受人名） 様

豊田市長 印

2戸2戸作戦宅地分譲仮譲受人取消決定通知書

年 月 日付けで通知いたしました2戸2戸作戦宅地分譲事業の仮譲受人選考決定について、下記の理由により当決定を取消することになりましたので通知します。

記

1 住宅用地

宅地名	
宅地番号	
所在地	
分譲予定面積	m ²

2 取消理由